

設計図書等に対する質問回答(令和8年2月24日公告分)

令和8年2月24日公告分の案件について(お知らせ)

**(重要)【建設工事における  
変動型最低制限価格制度の全価格帯への適用について】**

令和7年4月1日から建設工事の入札制度を改正しています。内容については、明石市ホームページに掲載していますのでご参照願います。

(URL: [https://www.city.akashi.lg.jp/documents/9287/2025\\_koujihennndosaiteiseigennkakaku.pdf](https://www.city.akashi.lg.jp/documents/9287/2025_koujihennndosaiteiseigennkakaku.pdf))

**(重要)【工事に直接関連するコンサルタント業務における  
固定型最低制限価格の算定式の改正について】**

令和7年4月1日から工事に直接関連するコンサルタント業務の入札制度を改正しています。改正の内容については、明石市ホームページに掲載していますのでご参照願います。

(URL: [https://www.city.akashi.lg.jp/documents/9287/conqa\\_20250401.pdf](https://www.city.akashi.lg.jp/documents/9287/conqa_20250401.pdf))

工事名		(仮称)上下水道庁舎建設工事
1	質問	資材管理棟改修工事期間中は、使用していないものと考えて宜しいでしょうか。 また工事内訳書P109、天井ネオパールスキン吹付撤去とありますが、レベル1と考えて宜しいでしょうか。 図面No.T-01、RA-06、RA-11・13
	回答	資材管理棟改修工事期間中、資材管理棟の改修工事範囲の各室については使用しませんが、工事対象外の各室については水道配管材料等の搬出入がある場合、使用します(常駐職員はいません)。 天井ネオパールスキン吹付の撤去については、アスベスト含有建材レベル1想定にて積算してください。
2	質問	工事内訳書P120、改修工事(内装改修)家具で什器仮移設・復旧と記載がありますが、備品の数量等の記載がありません。図RA-20家具・展示品プロット図(仮撤去・復旧及び移設部分)の項目と考えて宜しいでしょうか。 図面No.RA-20
	回答	ご質問における「什器仮移設・復旧の項目」は、解体棟から改修棟(1階水道メーター置場や2階会議室(仮設職員事務室)等)への移動における什器等の移設・設置費用を計上しています。対象物は、水道メーター(約1万5千個、収納箱入り)、収納棚(900×900×400程度)や傘立て程度の事務関連備品を想定しております。費用算出については、内訳書の摘要欄に記載している人工数や機器台数を参考に積算してください。 なお、ご質問における「図RA-20家具・展示品プロット図の項目」については、撤去と合わせて仮撤去・復旧費についても、内訳書p110~114に計上しております。
3	質問	工事内訳書P67、本体工事(塗装)でDP塗りと記載がありますが、1・2・3級の記載がありません。全てDP塗り(1級)と考えて宜しいでしょうか。 図面No.A-07・60
	回答	貴見のとおり、1級としてください。
4	質問	工事内訳書P88、外構工事(土工)で盛り土と記載がありますが、既存水道サービスセンター解体跡、駐車場部分盛り土部分地盤改良等必要な場合は設計変更追加と考えて宜しいでしょうか。 図面No.G-05
	回答	地盤改良等が必要となる場合の理由により決定すべきであるため、施工の際、協議の上、方針を決定します。

5	質 問	DP塗りの等級をご指示ください。
	回 答	質問回答3のとおり。
6	質 問	アスベスト調査・診断の検体数をご指示ください。
	回 答	検体数の指定はありません。 撤去予定の天井ネオパールスキン吹付部分におけるアスベストの含有層(仕上材か下地材かなど)が診断できればよく、例えば層別分析機能を有する機器等を所有している分析調査機関であれば1検体による診断でもかまいません。
以下質問はありません。		